

eLTAXで給与支払報告書を提出される
事業主（給与支払者）の皆様へ



「新規」でデータを2回以上提出していませんか？

重複データ扱いとなり、正しく審査・承認されない可能性があります。

- 一度「新規」で提出された後、内容を訂正等される場合は、「訂正」や「追加」または「取消」の区分を選択してください。

例年、重複データとして提出される事業所様が多く見られます。

「新規」で提出した後に、再度「新規」の区分で提出すると、各自治体では「なぜデータが2回提出されたのか」の確認作業に時間を要します。

また、作業の流れの関係上、自治体のデータ取り込みのタイミングにより二重課税になってしまふこと等を防ぐため、再度提出される場合は「訂正」や「追加」、「取消」の提出区分を選択し、対象となる方の給与支払報告書（個人別明細書）のみ提出してください。

なお、その際の総括表の報告人数は、対象となる方の人数のみ記載しご提出ください。

【参考】手続き別ガイド 給与支払報告書及び源泉徴収票 電子的提出一元化ガイドブック P.71参照

総括表の報告人員と給与支払報告書（個人別明細書） の枚数は合っていますか？

前年の総括表データをそのまま使用していないかご確認をお願いします。

- 総括表の報告人員は、給与支払報告書（個人別明細書）の枚数と合致するよう、ご提出前に確認をお願いします。

総括表の報告人員と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が合わないと、明細エラーとなり事業主様（給与支払者様）への確認が必要となります。

また、普通徴収、特別徴収の区分は、翌年度の個人市民税・県民税の納付方法に反映されますので報告人員の記載にお間違えのないようお願いします。

※特別徴収：給与天引き、普通徴収：自分で納付

（裏面へ続く）

必須項目は全て入力していますか？

入力漏れがないか提出前にご確認ください。

●給与支払報告書（個人別明細書）の必須項目に入力漏れがあると、エラーとなりスムーズに取り込むことができません。

特に、普通徴収者で、摘要欄への入力がない（普通徴収とする理由の記載がない）場合にエラーとなっている例が多くみられます。

特定の理由において記載不要としている自治体もあると思われますが、eLTAXにおいては、普通徴収に該当する場合に「摘要欄」に入力がないと提出した際にエラーとなります。

摘要欄等、必須項目に入力漏れがないかご確認のうえご提出をお願いします。



【その他に見られるエラー】

- ・様式のバージョンエラー

給与支払報告書の支払い年分のバージョンと異なる様式で提出されていることがあります。

→様式は最新のものをお使いください。PCdeskデスク（eLTAXを利用するためのソフトウェア）が最新の状態になっているかご確認のうえ入力作業をお願いします。

提出先は正しいですか？ 期限は守っていますか？

給与支払報告書は、適正に課税するため、支払金額に関わらず、給与等を支払った全ての方について自治体にご提出いただくものです。

●1月1日現在の住民登録地(住民票があるところ)に提出してください。

1月1日～12月31日の間に給与の支払いを行った場合、翌年1月1日現在の住民登録地にご提出ください。

中には、住所が明らかに他の自治体であるものが混ざっていることがあります。

各自治体では多量の給与支払報告書の処理を行いますので、誤った自治体へ提出した場合、回送作業に時間を要し、正しい自治体での課税が遅れことがあります。

適正な時期に課税するため、正確な住所を記入し提出してください。

●提出期限を守ってください。

提出期限は、毎年1月末日（必着）です。

期限を過ぎると、ご本人様の申告を受け付ける際に課税資料がないといった状況に見舞われ、申告の受付に支障が出たり、5月中旬発送予定の税額決定通知書の反映に間に合わない可能性が出たりしますので、余裕を持ったご提出をお願いします。

詳しくは、各自治体のホームページ等でご確認ください。

大仙市の場合：「大仙市 住民税 特別徴収」で検索ください。

（市ホームページURL <https://www.city.daisen.lg.jp/archive/contents-10797>）

【お問い合わせ先】

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市役所 市民部税務課 市民税班

電話：0187-63-1111（内線 108、111）